

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕
○自転車競技法施行規則の一部を改正する省令（経済産業五〇）

〔告 示〕

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人福井県暴力追放センターから代表者変更の届出があった件（国家公安委三九）
○日本国に帰化を許可する件（法務二四五）
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一八三三～一八四七）
○肥料を登録した件（同一八四八）
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく型式承認等をした件（国土交通一〇三七）
○上信越高原国立公園の公園計画を変更する件（環境六〇）
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（同六一）
○海上における空対空射撃訓練を実施する件（防衛一七二）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 内閣府 警察庁 農林水産省
林野庁 水産庁

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

法 務

公証人任免（法務省）

〔公 告〕

諸 事 項

官庁

財団、土地家屋調査士懲戒処分、建設業の許可の取消処分関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、会社更生、再生関係
特殊法人等
厚生年金基金清算結了・清算人退任
関係
会社その他

省 令

○経済産業省令第五十号
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第六十六号）の一部の施行に伴い、自転車競技法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成三十年八月九日
経済産業大臣 世耕 弘成

自転車競技法施行規則の一部を改正する省令
自転車競技法施行規則（平成十四年経済産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第六条 競輪施行者が競輪を開催しようとするときは、次に掲げる事項を開催日の二月前までに、当該競輪施行者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長（以下「所轄経済産業局長」という。）を経由して、経済産業大臣に届け出なければならない。</p>	<p>第六条 競輪施行者が競輪を開催しようとするときは、次に掲げる事項を開催日の二月前までに、都道府県は当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長を経由して、経済産業大臣に、指定市町村は都道府県知事を経由して、指定市町村の区域を管轄する経済産業局長を経由して、経済産業大臣に届け出なければならない。</p>
<p>一〇十一 略</p> <p>2 前項各号に掲げる事項を変更したときは、競輪施行者は、直ちにその事項を、所轄経済産業局長を経由して、経済産業大臣に届け出なければならない。</p>	<p>一〇十一 略</p> <p>2 前項各号に掲げる事項を変更したときは、直ちにその事項を、都道府県は当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長を経由して、経済産業大臣に、指定市町村は都道府県知事を経由して、指定市町村の区域を管轄する経済産業局長を経由して、経済産業大臣に届け出なければならない。</p>
<p>3 略</p> <p>（施設等改善競輪の届出） 第十八条 競輪施行者が、施設等改善競輪を開催しようとするときは、次に掲げる事項を、所轄経済産業局長を経由して、経済産業大臣に届け出なければならない。</p>	<p>3 略</p> <p>（施設等改善競輪の届出） 第十八条 競輪施行者が、施設等改善競輪を開催しようとするときは、次に掲げる事項を当該競輪施行者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長（以下「所轄経済産業局長」という。）を経由して、経済産業大臣に届け出なければならない。</p>
<p>一〇四 略</p> <p>2 略</p>	<p>一〇四 略</p> <p>2 略</p>

附 則
この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行日（平成三十年九月二十七日）から施行する。